

大阪鉄道病院 薬薬連携 コアメンバー会議規程

(目的)

第 1 条 大阪鉄道病院薬剤師と保険薬局薬剤師の連携をはかるとともに、医師・看護師等の医療従事者を含めて医薬品に関する種々の情報を共有・交換することを目的として、薬薬連携 コアメンバー会議（以下「会議」という）を設置する。

(組織)

第 2 条 会議は、次に掲げる者で構成する。阿倍野区薬剤師会、平野区薬剤師会、住吉区薬剤師会、東住吉区薬剤師会、西成区薬剤師会、住之江区薬剤師会、天王寺区薬剤師会、生野区薬剤師会、西区薬剤師会、大阪鉄道病院

(会議の開催)

第 3 条 会議は、年 6 回（2 箇月に 1 回）開催することを原則とする。ただし、必要と認めるときは、臨時に召集することができる。

2 メンバーの 2 / 3 以上で会議は成立し、決議事項は出席者の過半数以上をもって決定することとする。また、会議での検討事項や決定事項について周知するための全体会議を年 3 回（4 箇月に 1 回）開催する。検討事項や決定事項がない場合はこの限りではない。

(検討事項等)

第 4 条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討し決定する。

- (1) 医薬品調剤に関する問題点の共有と改善方法の検討
- (2) 患者指導に関する問題点の共有と改善方法の検討
- (3) 医師への情報提供（フィードバック）に関する問題点の共有と改善方法の検討
- (4) 前各号に掲げるもののほか、医薬品使用の適正化に関して必要なこと
- (5) 会議規定の作成及び改正

(任期)

第 5 条 メンバーの任期は 1 年とし、再任されることは妨げない。

2 欠員の生じた場合における補欠メンバーの任期は、前任者の在任期間とする。

(関係者の出席)

第 6 条 会議の運営上、必要があると認めるときはメンバー以外の者を会議に出席を求め説明、意見を聴取することができる。

附則

- (1) この規程は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。